**（伐採方法主伐時に記入）**

**記載例**

間伐の場合は必要ありません

※コピーを作成し森林所有者に状況報告書様式と一緒に渡す

森林法の一部改正により、平成29年4月1日以降に提出される伐採届については、届出書に基づいて伐採（主伐）、造林をした際、森林の状況の報告をおこなわなくてはなりません。

南相木村では、森林の更新を確実に行うために以下の記入をお願いしております。

（※森林状況報告書の様式と一緒にコピーをお渡しします）

**共通**

補助制度の該当エリアでないことを確認する

* 森林整備の補助制度を利用したエリアではない。

※5年以内の森林整備の補助金を受けている場合、(補助制度の種類によっては10年間)皆伐できません。

**天然更新の場合（下種更新）**

* 造林計画について伐採業者から説明を受けた。

○○森林組合・○○林業など業者名を記入する

（業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

どれかに○をしてください

* 現在の下層植生の状況　（　旺盛である　　・　　笹類、ススキ類　・　植生ほとんどなし　　）
* 伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年を経過する日までに更新の状況を調査し、『伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書』を提出してください。

この場合、森林所有者と伐採者との連名での提出となります。

伐採届の伐採予定年月日の終了から起算する

伐採終了年度の翌年度から起算して5年経過した年月日　　　　年　　　月　　　日

どちらかに○をしてください

**人工造林の場合**

* 植栽を実施する人　　森林所有者　　・　　業者（　業者名：　　　　　　　　）
* 人口造林（植栽）面積は０．１ｈａ以上である。

※0.1ha以上の場合、造林補助金の対象になる場合があります。

　南相木村では国、県の補助金に村費で嵩上げを行っております。

* 植栽を行ったあと、30日以内に『伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書』を提出してください。（森林所有者が提出）

**森林に供さない場合（開発）**

* 伐採面積は0.1ha以下である。

※南相木村は『長野県ふるさとの森林づくり条例』により森林整備保全重点地域に指定されています。0.1ha以上の場合は佐久地域振興局林務課へ

□　伐採終了後30日以内に『伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書』を提出してください。（森林所有者が提出）

伐採届の内容により該当箇所の記入をしてください

役場に届出をする際、担当に確認しながら記入